

犯罪学理論の流れに関する一考察

～ 政治的な言説としての犯罪学理論～

寺中 誠

序：

近代犯罪学は刑罰 = 国家権力が発動する場面に対して、ストーリーを提供する（貧困、欠損家庭、無職、素質他）。このストーリーにもとづいて各種の政策がとられることになる。



作業仮説：各種政策を支えるために個別のストーリーが援用される。

（「ストーリー」を通じての支配 = 近代犯罪学）

1. 19世紀的支配様式の申し子としての“Homo Criminalis“

C.Lombroso とは何者だったのか？

「科学としての犯罪学は C.Lombroso に始まると通説はいう。しかし、この主張は「犯罪学における神話」である。理由は、(1)Lombroso 以前にも犯罪現象の重要な研究があったこと、(2)Lombroso の立場は、主として生物学であり、社会学的アプローチはこれに対抗して展開されたこと、(3)Lombroso の学説は結局否定されたこと、である。それにもかかわらず、Lombroso は犯罪社会学を含めた今日の犯罪学に対して、関心方向を主として「犯罪の原因」に限定し、実証主義を方法論とした点で決定的な影響を与えた。」

（小野坂：石田他編「犯罪学」1977 所収：下線引用者）

「これは単なる思いつきではなく、靈感がひらめいたのである。その頭蓋骨を見て、燃える大空の下の平原のように、突然すべてが明るく照らし出され、犯罪者の本性の問題が解決したように思えた。原始人や下等動物の持つ残忍な本能が先祖帰りをした犯罪者に再現される。解剖学的に表わせば犯罪者や未開人、そしてサルに見られるような特徴、すなわち大きな顎、高い頬骨、目の上の突起、掌を横断する猿線、極度に大きい眼窩、把手上の耳などである。痛みには無感覚で、非常に目線が鋭く、入れ墨をし、過度の怠け癖があり、飲めや歌えの大騒ぎが好きで、自分のためなら悪事でも切望する。犠牲者の命を絶つばかりでなく、死体を切り裂き、肉を引き裂き、血を飲むことを好む。」

（1911年版の「犯罪人論」序文より Taylor, Walton & Young: *New Criminology* が引用したものを Stephen J Gould: *The Mismeasure of Man* が再引用。鈴木・森脇訳を参照）

現在は、一部の例外的な説を除いてロンブローゾによる犯罪現象の説明は受け入れられていないし継承されてもいない（少なくとも公式には）。にも関わらず、なぜロンブローゾは、近代犯罪学の祖として仰がれるのか？

国際犯罪人類学会（1885年～1911年：第4回までロンブローゾ、第5回以降はフェリ）
ロンブローゾ、フェリ、ガロファロが中心となった国際的な犯罪科学研究活動の先駆。
フランス環境学派のラカッサーニュやタルド、トピナルらによるロンブローゾ攻撃の舞
台でもあった。1911年から1937年の第1回国際犯罪学会まで、そして戦争中の中断、と
20世紀初頭には国際的な学術活動に何度かの断絶が生じている。

犯罪学（Criminologie）ということばは、トピナル（1879年）に始まるとされている。
ロンブローゾには「犯罪学」という用語の創始者としての地位はない。また、近代犯罪学
の源流と呼ばれる研究は、19世紀前半から、いくつも指摘されている。

「19世紀後半の犯罪学的研究は、ゲリー、ケトレーの犯罪統計研究や、ロンブローゾの犯
罪人研究に典型がある。前者は個別犯罪行為については、なお自由意思による非決定論を
留保し大量現象としての犯罪のみを科学的研究の対象にしたが、後者のイタリア実証主義
は個別の人間についても決定論をとった。この後者の理論的枠組みが前者の延長線上に展
開された犯罪の社会的、環境的要因の研究をも取り込む形で、今日につながる犯罪行動の
研究となる。」（吉岡：刑事政策の基本問題、1990年）

ロンブローゾの功績とされるもの：

- ・ 犯罪学の創始者 「犯罪学」という語の創始者ではない
- ・ 生来性犯罪人 / 犯罪人類学の創始者 継承されていない、競争者も有力
- ・ 研究手法の開始者としての姿 研究手法は主に骨相学、身体測定
- ・ 実証主義犯罪学の伝統のはじまり Quetlet や Guerry が先行

犯罪学黎明期における「社会主義」の優位

実証主義の源流として指摘されるのは Guerry（仏）Quetlet（ベルギー）の統計的手法。

（ただし、彼らに対する評価の復権は米国1930年代まで下る。）

古典派では対処できなかった「危険階級」に対する対策とともに発展した。

「フーコーは、1820年代にフランスで起こった実証主義犯罪学は、新たな刑事政策を正当
化するような公式の総合的なディスクールが必要となった状況への計算された対応だった、
と指摘している。だが、この指摘は実証主義犯罪学と刑事政策とが同じ目的のもとに生ま
れたということ、アプリアリに前提としている。... 実証主義犯罪学がたとえ国家とその
実践から生まれたものだとしても、国家とか階級の利害が直接表れたものだということま
ではできないだろう。」（P.Beirne: *Inventing Criminology*, 1993）

1820～30年代にかけて、フランスでは監獄制度の改編作業が進められた。これは当時増加していた累犯に対応するためのものであると指摘されるが、その累犯の数や率は、やはり同時期（1825年頃）に開始された司法行政一般報告の編纂から割り出されている。QuetletやGuerryらの調査もこの数値にしたがっている。

（P.Deyon: *Le Temps de Prison*、邦訳：福井訳、監獄の時代、1982）

こうした貧困層＝危険階級＝犯罪者層に対する働きかけとして生まれたのが近代犯罪学。このそれぞれの層が、「犯罪との闘争」における攻撃の目標となる。

貧困 社会政策の重視、社会主義革命、統制国家

危険階級 階級闘争理論の応用（Bongerなど）、ファシズム的排外主義（Ferri）

犯罪者層 同定のためのツールとしての犯罪学（Lombroso）

ソビエト刑事政策／犯罪学は上記の要素をすべてあわせ持ち、イデオロギーで統一。

植民地支配のツールとしての犯罪学

身体測定と「累犯者」の発見

19世紀には、ガロの骨相学をはじめとして、人間を骨のレベルで究明しようとする傾向が顕著である。統計的手法で有名なQuetletもLombrosoへと引き継がれる頭蓋調査をおこなっている（P.Beirne: *Inventing Criminology*）。Lombrosoが自説補強のために援用した調査手法は、もっぱら頭蓋測定および身体測定であった。フランスのベルティオンによる累犯者識別法は、こうした身体測定をうお、個々の犯罪者の同定に使用するものだった。これにより、犯罪者情報（データベース）の管理が可能になり、累犯者という存在が再び意味を持つてくる。

「拙著の図版に示されているごとく犯罪者は特別な人間類型なのであります。...しかし、野蛮人や未開人には犯罪者型人間がないといわれています。たしかにこれらの人の大部分は犯罪者の表情をしていて、その表情をかえることはできないのです。しかも犯罪者の顔立ちはアビシニア人にそっくりです。それでは、かつては犯罪者だった未開人はどうやって通常人になることができたのでしょうか。...さて生来性犯罪者の実在を証明する最後の証拠をあげておきますと、子ども自身が犯罪をおこなう事実があります。...」ロンブローゾによる第4回犯罪人類学会での報告から。

（P.Darmon: *Medecins et Assassins A La Belle Epoque*、医者と殺人者、鈴木秀治訳）

ロンブローゾは、犯罪原因の特定よりは、むしろ運命論的アプローチを支持していた。その中で隔世遺伝や、犯罪者＝未開人説、犯罪者＝子ども説などを唱えている。

（Gould: *Ontogeny and Phylogeny*、1977、邦訳：個体発生と系統発生、1987）

植民地政策の中で、犯罪学がどのように使用されたかの例は、英領インドの Criminal Tribe Act に端的に表れている。19 世紀末の英領インドで、特定のカーストの成員たちを識別するための身体測定を含む大規模調査がおこなわれた（1856 年の司法委員会レポートでの要請）。そして、Born Criminal としての犯罪集団「Criminal Tribe」なるカーストの存在が指摘され、Criminal Tribe Act という立法措置が講じられた（1871 年～1947 年）。生まれながらに犯罪をすべくカースト制度によって決定されている、というレッテルが張られたのである。こうした Criminal Tribe として認定された階層は、独立直後には、ウツタル・プラデーシュ州だけでも人口の 40% に上ったといわれる。「Criminal Tribe は、植民地政府により、統制、管理される必要があると考えられた“異常な”現地人のメタファーである。そして、彼らの犯罪性を言い立てるために作り出されたことばは、そのまま彼らの教化のためにも用いられた。統制権力は、彼らを農村に定住させる方向で用いられ、こうした定住性促進こそが、改善・正常化のプロセスと捉えられた。こうした方向性は結局失敗に終わり、定住化促進という側面よりも罰としての農作業の方が強調されるようになる。これは、地主たちが課していた高利や収穫の失敗といった要素の側面が大きいのだが、当時一般には、定住化を強要された人々が農作業のつらさに耐えようとしなからだと説明され、結局 Criminal Tribe の犯罪性を再強化する方向で用いられたのだった。」

（Sanjay Nigam: Disciplining and Policing the ‘criminals by birth’,
The Indian Economic and Social History Review, 1990）

2. 米国実証主義犯罪学の政策主導的側面

なぜ 1930 年代の米国に主流が移ったのか？

犯罪学説史上のもう一つの謎：

犯罪人類学会の解散後、米国犯罪学が隆盛するまでの間に断絶がある。

シカゴ学派による犯罪研究：Thomas の「社会解体論」、都市社会学などを中心とする。

「犯罪」は主な研究の対象の一つだったが、「犯罪学」というまとまりをもった研究の方向性はなかった。



Shaw&McKey のシカゴ研究：生態学的調査として Quetlet や Guerry を復権

シカゴプロジェクトとの連動という、政策 = 調査一体型の研究活動。（官学共同）

Edwin Sutherland の登場

E.Sutherland のシカゴ大学での主な関係者は、Small, Thomas, Henderson, G.H.Mead など

ど。1932年 Michael-Adler Report “Crime, Law and Social Science”が出版され、Sutherland はこれに対する批判論文を執筆。米国での犯罪学研究機関の必要性を提示。

「1. これまでの犯罪学の研究は無駄だった。2. それは犯罪学者が科学に関して無知だったから。3. 現在おこなわれているような犯罪学の研究手法を止め、他の分野から研究者を引っ張ってくるべきだ。」この論争後、彼はシカゴ大学にうつり犯罪学講座を担当することになる。1939年のCriminology第3版で、Sutherland は Differential Association の理論を提示する。(Gaylord&Gallihier: The Criminology of Edwin Sutherland,1988)

Michael-Adler Report という政策的配慮にもとづく犯罪学振興策が存在し、それに対してシカゴの伝統を受けていた Sutherland が反応する。そして個々の犯罪対策とそれを正当化する犯罪学理論との連動が犯罪学研究の一つの型となる。 実証主義犯罪学。

実証主義という概念自体が、19世紀犯罪学よりも政策的な色合いを帯びている。

(利用される犯罪学から、政策に積極的に関与する犯罪学へ)

E.Sutherland と R.K.Merton

DA 理論の構成

「DA 理論が、9つの命題すべてを含むものなのかは議論がある。特に6つめの命題“違法行為を好ましいとする定義づけが、違法行為を好ましくないとする定義づけを上回ったときに、人は非行をおこなう”が、それまでの学習理論とは違ったスタンスで説明されており、それまでの5つの命題との整合性を欠いている。つまりそれまで、学習という過程を犯罪の動機形成に用いていたにも関わらず、この第6命題はそれ以外の“違法行為を好ましいとする定義づけ”という要素のみで、犯罪行為にいたる十分条件としてしまっている。そこで第6命題は次のように読み替える。“犯罪行為は、準拠集団との相互作用の中で、犯罪的規範がそれに対応する対抗規範よりも強かった場合、学習の過程において、犯罪的な動機付け、態度、技術といった必要十分条件を備えた場合におこなわれる”。これは集合論にもとづく DA 理論そのものの姿である。」

(DeFleur&Quinney, Reformulation of Differential Association Theory, 1966)

犯罪行動への学習過程に注目しながら、結局違法行為を導く規範とその対抗規範の問題に関心が集約されてしまっている。 犯罪・非行になぜ走るのか、という動機付けの問題を解決できない。

Merton によるデュルケームの復権

デュルケームの犯罪学理論への影響

- ・実証主義的統計処理（自殺論）
- ・犯罪正常説（社会学的方法の基準）

初期実証主義に対する批判として登場。タルドとの論争

- ・アノミー論（社会分業論）

アノミー状態における「逸脱」の規範設定機能 ラベリング理論へ
社会的紐帯の強調 ボンド理論へ

Merton によるアノミー状態の理解

「社会構造ないし文化構造の諸要素のうち、主に二つの要素に焦点をあてよう。最初のものは、社会の構成員一般ないしその一部に対して開かれた、文化的に定義づけられた目標、目的、利益である。...第二の要素は、こうした目標への到達手段を、定義し、合法化し、統制するものである。すべての社会集団は様々な形でこうした目標と到達手段を持っている。これら二つの要素が相互に関連せず、手段が自己目的化したり、目標への到達手段が取り得ない状態となると、デュルケームのいうアノミーとなる。」

（R.K.Merton: Social Structure and Anomie, American Sociological Review 3,1938）

犯罪への動機づけについての構造的なパターンを提示。ここから Sutherland の限界に対する Alternatives が次々と提起される。

Sub-Culture 理論（Cohen）と Differential Opportunity Theory（Cloward&Ohlin）



最大規模の犯罪防止計画としての MFY（Mobilization for Youth）の理論面としての機会構造論。反面、この活動は米国民権運動に母体を提供した。

3. Labeling Theory の政治性

Labeling Theory の理論史的役割

実証主義犯罪学が、極めて政治的（Pro-Government）なものとなったために、その批判勢力として登場。立場設定からすれば、二つの要素が見える。

- ・Pro-Government への反省から、実証主義犯罪学の保守性を批判する。

別の体制イデオロギーへの傾倒（Anti-Government）

- ・Pro-Government への反省から、「負け犬」の側に立つことを主張。

A.W.Gouldner“*The Sociologist as Partisan*”1968 による Becker 批判。

福祉国家に依拠する Labeling 論の党派性を批判。観察者の問題を含めた客観性を考える。

Labeling 論自体は、Labeling とか Stigma とかいう単語を使用している説の総称にすぎな

いが、実証主義犯罪学が前提としてきた公的機関による介入という手段を研究対象としてクローズアップすることで、実証すべき対象自体を相対化した。したがって、一方では観察者自身の立場設定がゆらぎ、理論としての統一を失った。

日本への紹介のされ方

labeling 論の日本への紹介は、何人かの研究者によって積極的におこなわれた。

「人を犯罪者、非行者と見、そのように扱うことがラベリングである。さらにこの理論では、そのように扱い、本人もそのように思うことが、彼をますます犯罪者らしくすることを自己充足的予言として理論化している。....犯罪非行理論としてのラベリング理論は犯罪者、非行者の生成と、犯罪、非行生活の深まりをラベルづけに象徴される社会対応という相互作用的社会過程から分析する理論である。」

(西村春夫：ラベリング論、犯罪・非行と人間社会、1982)

「第一にラベリング理論は犯罪、非行の原因論の中で位置づけられなければならない。....第二に、対応はラベルを貼る側と貼られる側、別の言い方では、社会と犯罪者の相互作用から見られるということである。」(西村春夫：ラベリング、小川古稀、1977)

西村の紹介は、Labeling 論の立場設定の問題を外し、原因論の系統の中にそれを位置づけた。こうした傾向が、実務家の Labeling 論理解に大きく影響する。Criminal Career の別語として Labeling を使用する場合すら見受けられる。そこでは本来 Labeling 論が持っていた実証主義批判の意味は失われている。Labeling 論の紹介者自身が、Anomie 論などと Labeling 論を並行使用することも可能になっている。

4. Radical Criminology の理論的障壁

- ・ Schwendingers の定義の革新性と問題点

- ・ CPTED と“Fear of Crime“

- ・ 左派急進主義の分裂

結び：「犯罪政治学」は可能なのか？

参考文献：（日本の犯罪学関連の教科書、解説書などは除く）

- ピエール・ダルモン、鈴木秀治訳「医者と犯罪者」新評論 1992（1989）
グールド、鈴木善次、森脇靖子訳「人間の測りまちがい」河出書房新社 1989（1981）
グールド、仁木帝都、渡辺政隆訳「個体発生と系統発生」工作舎 1987（1977）
G タルド、稲葉三千男訳「世論と群衆」未来社 1964（1901）
ピエール・デイヨン、福井憲彦訳「監獄の時代」新評論 1982（1975）
徳岡秀雄「少年司法政策の社会学」東京大学出版会 1993
吉岡一男「ラベリング論の諸相と犯罪学の課題」成文堂 1991
Wayne Morrison “Theoretical Criminology” Cavendish, 1995
Piers Beirne “Inventing Criminology” State University of NY, 1993
Taylor, Walton and Young ”The New Criminology” RKP, 1973
Gaylord&Gallihier “The Criminology of Edwin Sutherland” Transaction, 1988
Sanjay Nigam “Disciplining and Policing the ‘criminal by birth’” The Indian Economic and Social History Review, 27.2-3, 1990
M. De Fleur & R. Quinney “A Reformulation of Sutherland’s Differential Association Theory and a Strategy for Empirical Verification” The Journal of Research in Crime and Delinquency Vol.3 Jan. 1966
R.K.Merton ”Social Structure and Anomie”, American Sociological Review 3,1938